

職員給与等調査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和2年11月11日(水)
13時29分開会 16時32分閉会
- 2 会議場所 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：川上 均
委 員：山下清美、鈴木孝寿、奥秋康子、加来良明
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、事務局次長：宇都宮 学
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、総務課参事：鈴木 聡、
課長補佐：野々村 徹
- 6 議 件

(1) 職員給与等の算定等について

(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（中島里司）：今日で3回目となる職員給与等調査特別委員会を開催する。

最初に今回の会議の進め方について確認したい。

前回10月8日の委員会において要求のあった資料等について提出があったので、説明を受け確認する。次に、前回委員会の中で町の対応の適法性について関係機関に照会しているとしていた事項の確認状況、組合交渉等対応状況、その他本日までの経過と今後の見通しについて説明いただく。最後に、今後の特別委員会の進め方を確認する。以上の進行で進めていきたいと思うので協力いただきたい。

お諮りする。

委員会で要求した資料の中で、一部情報公開条例で非公開とされる「個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」と「職員の人事に関する情報であって、公開することにより、人事行政に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」が含まれていると判断し、この部分についての審査を秘密会として開催してはいかがかお諮りしたい。

改めてもう一度説明する。要求した資料、事務局に届いているがその中に「個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」と「職員の人事に関する情報であって、公開することにより、人事行政に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」が含まれている。それらについては審査を秘密会として開催してはいかがかということをお伺いしている。全てではなくこれに関してのみということ。

加来委員：個人情報については秘密会とすることもやぶさかではないが、今我々どんな資料か分からないので、今ここで秘密会にしたほうが良いのかというのはここでちょっと目を通してみないと判断がつかないのではないかと思います。できるだけもし口頭で説明できる範囲で皆さんに諮るのであれば資料の内容を個人情報に触れない程度に説明いただくか、もし配って目を通したほうが良いのか。そこらへん委員長に判断していただければ。

委員長：今、加来委員から資料について手元にないので、私から一方的に話したもので。それでは、皆さん見て頂いてどうなるか分からないので、この場で資料をお渡しします。ただ、マスコミさんも入っているのでそちらにはお渡しできないが、まずは委員の方に資料をお渡しして、一読をしていただいて改めて協議をしていきたいと思うが如何か。

（「良いです」との声。）

委員長：ここで休憩する。その間、資料をご一読願いたい。

【休憩 13：35】

【再開 13：40】

委員長：それでは休憩前に引き続き会議を開く。

それでは一読の結果、皆さんから意見をいただきたい。

加来委員：今資料に目を通した段階では、個人名とかについては最初から黒塗りされていたり、給与のところの個人情報も黒塗りになっている。あと内容は今までの委員会の中で出たことがほとんどで、特別この資料を非公開にする必要もないのかなど。これまでの経緯等についてが多い訳なので。できるだけ非公開にしないで審査しないと、他の議員たちも今後報告を受けたときにこういう資料もなしに給与規定等の予算がもし出てきたときに正確な判断をしかねると思うので、この程度の範囲であれば非公開にしなくても別に良いのではないかと私は感じた。

鈴木委員：私も加来委員と同じで、どの部分がだめなのか良くわからない。給料の部分なのか、2枚目なのか、4ページ目の採用年月日によって個人が特定されるというのか。ちょっとその辺が良くわからなかったが、公開された方が良いのではというのと、逆にどの部分が支障あるのか教えていただいた方がはっきりして良い。

委員長：事務局長から説明する。

事務局長（田本尚彦）：今回、お諮りしている部分についての考え方だが、町の決定事項に係る書面については先ほど説明した情報公開条例の部分で請求のあったものについて公開をする、しないの判断をしたうえで請求者に対して提供する書類に該当するものである。そしてこの中に先ほど鈴木委員からも話があったが、採用年数等が具体的に表示されているところについては、本町の場合同年月にそれほど多くの職員を採用しているわけではないということで、必然的にその辺りの個人の特定も可能な資料であるということもある。前回の委員会である程度の説明はされているところだが、この書面の形態を公表資料として会議を進行する部分については、そういったところが情報公開条例の中に非公開とする該当項目に当たるのではないかと、いうところを危惧して、今回一部非公開の会議運営についてお諮りをさせていただいた。

鈴木委員：今の話でいけばこの部分を黒塗りにしたら全然問題ないという話では。採用年月日さえ黒塗りにしてしまえば何の問題もないということであるならば、そこを黒塗りにして出していただければ。委員会でこの部分を使うことはないと思うので、ここを黒塗りにして今日は公開していただくのが一番良いのでは。

委員長（中島里司）：今鈴木委員から、採用年月日についての記載を黒塗りにすればとの意見があった。

今事務局と調整し、今のご意見を参考に一部を黒塗りにして差し替えをさせていただくこととし、準備のため休憩したいと思う。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長（中島里司）：休憩する。

【休憩 13：48】

【再開 14：08】

（1）職員給与等の算定等について

委員長：再開する。お手元に資料を差し替えした。資料を基に執行側の説明を求めたい。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：説明よろしくお願ひしたい。

総務課長（神谷昌彦）：お配りした資料に基づき説明させていただきます。

1点目の給与見直し分を9月給与で支払いした根拠はということで、初任給号俸の訂正についてということで8月28日決裁により、本俸の訂正が必要と認識し、同決裁において7月支給給与から訂正することも合わせて決定したため、直後の給与支給月である9月給与の支払いにおいて差額支給を行ったところ。資料については別紙資料1について、決定の決裁資料を添付しているところ。

2点目の7月遡りの判断に係る経緯の決定書類は存在するののかについて、7月遡りの判断に係る決定書類は資料2のA4版両面コピー4枚、決定書類の資料を添付している。

3点目の訂正の基準を去年とするか今年とするかの判断をした根拠については、根拠資料は特に無いので、改めて経過について掲載した。内容は、職員Aの上司から総務係主事宛に「職員Aの初任給決定方法について誤りがないか確認してほしい」との電話連絡がある。総務課課長補佐兼総務係長及び総務課参事において、職員Aの初任給決定方法を確認、基準学歴を高校卒として専門学校2年間分を25%換算して高校卒初任給1級5号俸から2号俸上位の1級7号とする決定方法に誤りがないことを確認し、職員Aの上司へ回答した。その後、追加の質疑等がなかったことから回答内容について納得していただいたと当時は認識していた。よって、昨年8月においては基準学歴区分に対する疑義照会であるとの認識は当時していなかった。

め、こういった回答をしていた。

次の、令和元年8月13日に職員Aの照会時の接受書類及び回答した際のメールの内容はという質問、特に当時電話接受の書類等は作成していないが、経緯については今説明のとおり。総務課総務係主事から職員Aの上司に回答した際のメールの内容については資料3のとおり。このような内容で回答している。なお、その資料の裏面の表の上に手書きで書いたものは職員Aの上司が回答の際に記載したものと推測している。

最後、8月28日に取扱いを決定していて行政報告が初日に行われなかった理由はなぜかということについて、当初この件に関しては労使交渉事項ということで職員組合と交渉を進めていたところ。その後9月17日の町議会決算審査特別委員会の総括質疑において、給与の過少支給問題としてご指摘いただき、内容を答弁させていただいた。そういった状況から判断し、議会最終日の9月23日に行政報告をすることになった。簡単になるが、資料の説明とさせていただく。

委員長：只今、総務課長から説明いただいた。質疑を受けたい。

川上委員：最初の給与見直し分の9月給与で支払いした根拠の部分について、この決裁文書を見たら「初任給号俸の訂正について」ということで、そして後から9月18日の「初任給決定に係る基準学歴区分について」の中では給与の訂正ではなくて在職調整によって7月から調整を開始することというふうになっていて、これは途中から変わったという認識でよいか。

総務課参事（鈴木聡）：当初8月28日の時点では、専門士の称号を持つ者については短大卒と扱うべきという判断をした上で理事者の決裁を受けた。その後色々最終的な法的根拠とかを色々調査していく段階で、実際訂正ということが本当に正しいのかというところ、過去に初任給を決定したときの決定書が有効なのか誤りがあるのか、というところを最終的に精査していく中で、必ずしも訂正という言葉、誤りによる訂正という言葉が合っているかどうかというのは不確定という当時の結論である。そういう状況の中で、不確定の中で訂正ということにはならないので、あくまでも専門士については短大卒という扱いにすることを決定に変更はないが、在職者に関しては将来にわたって調整をする必要があるというふうな考え方に立ち、9月に改めて在職者調整という形で今回の対象職員については未来にわたって調整を行うという判断をしたところ。

川上委員：そういった形で在職者調整になったということだが、決算審査の際の説明と行政報告の説明が異なるのではないか。その当時間違いがあったからということで確か当初進めたと思うが、議会の報告と内容が変わってくるということは、問題が無いのか。

副町長（山本司）：行政報告については9月23日議会最終日の冒頭で、その時の行政報告の結論としては関係機関と協議結果を踏まえて組合とも協議しながら対象となる職員への丁寧な説明を行い、法令の範囲内において対応して参りますということの報告とさせてもらっていた。正しいかどうかの最終判断をしかねている状況の中で、9月23日に報告をさせていただいたということでご理解いただきたい。

川上委員：結局新聞等の報道がされた段階で、僕らの認識もそうだがやはり間違っていたということを全面的に出して、誤りがあったのでそれに向けて解決したいということだったと思うが、その内容と結局今回の在職者調整も含めた中で、内容が変わったということ。ちょっと飛ぶが、在職者調整と言ったら、現実に居る職員とその該当職員との本俸の差が出たときに初めて在職者調整という言葉が実際にあると思うが、見込みの中で在職者調整をやるというのは法的に問題はないのかどうかお聞きしたい。

総務参事：在職者調整についてであるが、確かに一般的にはそういう事例が発生したときに調整するというのが一般的な部分もあるが、制度の改正や運用の見直しに前もって想定できる範囲内で調整するということは過去にもいくつかあったと思う。今回の在職者調整については、地方公務員法に給与決定の原則というのが謳われており、この中では給与に関しては町長が決定するということがあるので、町長の決定事項なので法的根拠はあると認識している。

川上委員：そういう認識なんだろうけれども、結局在職者調整も含めて最終的にこの間まで道の見解を求めていて、最終的な決定がされない中で既に8月の時点で訂正の決裁、そしてそれを在職者調整するということの決定というのは、結論が見えない中で先に決裁をしたということ自体は間違っていないのかと思うが、その辺はどうなのか。本来であれば道の見解を求めた中で最終結論を出して、そして訂正なり、そちらの言う在職者調整をするなりというのは最終的な決裁として上げて、それから本来であれば決定していくことが本来だと思うが。決定を待たない中で既に決定をしたということ自体に問題はないのか。

副町長：今居る職員の給与について、新たに採用すべき職員の給与の格付けを見直す中で、今居る職員についても将来に向かって給与の逆転とか、そういったものの影響があるということを前提に7月の時点で給与の号俸格付けを見直した。将来にわたって格付けを見直した根拠については給与条例の中で将来に向かって見直すことができるとの規定があるので、それを基に決定をしてきたという状況。

川上委員：訂正の基準を去年とするか今年とするかの判断だが、去年の8月で実際に口頭で職員の上司から問い合わせがあったということだが、具体的な問い合わせの内容はどのようなものであったかを教えていただきたい。

総務課長補佐（野々村徹）：それについては提出資料の3段目に記載のとおり、職員Aの初任給決定方法に誤りがないか確認してほしいという申し出があったので、その決定方法について確認させていただいた。

川上委員：確認だったのだが、この確認をしてほしいということしか当時はなかったということ。この中で追加の疑義が無かったので納得していただいたと認識していたと書いてあるが、結局多分本人は納得していなくて今年の7月になってから文書で再度問い合わせがあったかと思うが、その1年間の間に特にそういうやり取りなどは一切無かったのか。確認したい。

総務課長補佐：ご指摘のとおり、その間については一切の連絡はなかった。

川上委員：であれば本人は去年の8月時点では学歴基準の疑義についての認識はしていないとここに書いてあるが、当然本人はそこまで多分内容的には分からないと思うので、そこまでの疑問点は多分無かったと思うが。逆にお聞きしたいが、総務課サイドでこの学歴基準、学歴区分に関して今年の7月の文書の提案があるまでに、この内容については実際には知っていたのか知っていないのかを聞きたい。

総務課長：この3段目の一番最後に書いてある基準学歴区分に対する疑義照会であるとの認識はしていないというのは、総務課のほうの認識として、その照会が基準学歴区分の違いだとうことで総務課のほうで疑義に対してそういった認識を持っていなかったという意味である。なので去年8月の段階での照会についてはあくまでも基準学歴区分が違うのではないかとといった問い合わせだったという認識は総務課では持っていなかった。あくまでも今回7月に資料を付けて疑義の照会があった段階で初めてそういった認識を持ったところ。

川上委員：確認だが、今年の7月までは基準学歴区分に対する疑義ではなく、学歴区分の問題であったということを総務課も認識していなかった。7月以降初めて文書であって初めて知ったということによろしいか。

総務課長：はい、今お話のとおり、7月以降に総務課も改めて認識したという状況。

川上委員：この学歴基準の部分についてはちょっと置いておいて。この決裁の中では、在職者調整の前は給与の見直しをしたということで、訂正したという答弁だったが、労働基準法でいえば普通は2年間遡って、もし未払いの賃金があった場合は支給しないとならないという、遡って支給するということになってはいるのだけれども、これと規則でいう未来に向かって訂正することができるということで定められているけれども、本来は労働基準法のほうが優先されるのではないかという認識で私はいるが、そこら辺、訂正した時点で遡って労基法の適用で2年間は遡って支払う検討はされたのかについてお聞きしたい。

副町長：給与の支払いに誤りがあったという認識であれば、今委員が言われるように労働基

準法の規定によって2年間遡って支給しなければならないということになる。当初我々もそのような該当事項になるのかということも踏まえ、様々な方面から調査検討を行った。最終的には誤りとしてすべき事項ではないという結論に至り、2年間の遡りには該当しないという判断を行ったところ。

川上委員：であれば一応検討はされたということ。その後結局間違っていなかったので、支払う必要が無いからそのままだったということよろしいか。

副町長：今の委員のお話のとおり。

鈴木委員：重複しないようにしたいが何点か質疑したい。昨年の照会から昨年はこう回答した。結局、結果として今年問題になっていることは昨年提起された。今回の資料の3番目で、昨年そういう照会の認識は無かったけど、実は回答に誤りがあったというのは事実では、昨年の回答は。要は、問題ないよと言ったのに対して本当は問題があった。で、今回7月に遡って云々という形になるが、ここの認識だと思う。一般論でいうと公務員の凄い上手なところと、凄くずるいところというのは言い方が悪いが、間違いなら間違いと認めて、こういうところが問題だったと僕らに言ってくると凄く素直に入るけれど、凄く言葉で捻じ曲げながらというか、凄く当たり前のようによく書いてあるというのが、よく国会答弁とか見ても本当にそう思うけれど、凄く上手に書くと思う。ちょっとそれで、失礼があったら申し訳ない。ただ、昨年の回答は間違いなく間違った回答をしてしまった。そして今年は、もう一回指摘されたら、そういうことなんだという、本人はどう思ったかというのは別にしても、本人がほしい答えは去年もらえなかったけれど、違う資料を提出したら答えが変わった。ということは昨年の回答がまず間違えていた。という認識をこの文書から若しくは過去からの流れから見たら、どうしてもそういうふうにとれてしまうけれど、そういうふうには思わないのか。一般論として質問するが、結局質問していることに対して、去年と今年と同じ質問をしているけれど結局資料が違ったら回答が全然違ったということ。であれば去年なのは。まず問題点は。そして、遡れるか遡れないかの話を抜きにすると去年の8月に、現実には誤った回答をしてしまったのではないかと私は思うのだが、その認識についてももう一回答えをいただきたい。

副町長：今、委員が言われたように、資料3に付いている去年のメール文書だが、これと今現在の私たちが言っている内容は違う。結果として。ただ、この去年のメールの段階でこうやって取り扱っているというのは、過去からこれまでの取り扱いの方法としてはこのやり方で今までやってきたということである。だから去年の段階でのメールの内容はその時点では、今とは違うがその時点ではこれまでずっとこのやり方でやってきたので、誤りはないよと本人に通知したこのメールの内容は去年の時点では間違っていない。今とは違うけれど。そういうことで説明がうまく通じて

いるか分からないが、ご理解いただきたい。

鈴木委員：まあ、そう言われたらそうかなと思うが、一般的にはそうは思わないかなというところもあるのは当然分かっていると思う。もう一つ聞きたいのは、先ほど川上委員も言っていたが、8月28日に決定して7月に遡って払う。この整合性が段々全体的に行っても、そこのまず遡ったところが良く分からない。そして4月から、ここから来年の4月からはちゃんとやる、ここから7月から、7月に提起されたのでとあるが過去に遡ってしまっている。もう既に。ここの過去の遡りの時点の意味がどうしても整合性が取れてこない、全体のこれまでの中で、で、それを言っても堂々巡りになるので。労使関係であるが、今までの流れを見ていくと、現実的にはお互いに妥協していくところ、法律的に妥協していくところを探していかなければならないと思う。一方的に組合に頑張ってもらいたいと言っている訳でもなく、理事者側にもまあ出せば良いのではと言っているが、もちろん法律的根拠でいくしかないので、それであれば例えばその認識がさっき質問した昨年のところからとなれば、また、いろんな意味で救えるものも出てくるのかなど。回答を間違えたんだというだけであれば。そして更に行政の中では不遡及の原則というのが確かあるはず。この回答のどこかで見たような気がしたが、遡及、不遡及で言ったら、不遡及の原則は多分あると思うが、にしても今度労基法で行くと2年ほど救ってあげられるのかなど、法律的に。これを全額というと凄い様々なハレーションが起きるんだろうという言い方も考えている。ただ、私が結論をどちらが良いと言っているわけではないが、それぞれがやはり一方的に言うのではなく、認めるところは認めたほうが良いのではないかなと思うが。何か感情論も混じって中途半端な質問になっているが。

もう一回聞くが結論は出ているのか。労使関係の結論は。今現在もこういう状態か、それとも前回の会議から何か動きがあるのか。新聞に決定したと書かれていたが、その決定は何か通知されたのかどうかも含めてお聞きしたい。

副町長：最終的な結論を町で決定し、10月28日付けで町長名で組合執行委員長に対して回答を文書で通知している。この文書を出した以降、今後予想されるのが組合からの団体交渉の要請があると思うが、今日現在はこちらに何の通知もない状況。

鈴木委員：であれば今、今日やっているのも前回からもそうだが、おかしいのではとか何だとか言っても堂々巡りで終わってしまう。であれば今考えている結論というか、そういう資料があればそれを提出してもらった方が早いかなど。それに対してこれはどうなのと聞いた方が。でも、労使関係のものだからまた違うのか。

休憩を求める。

委員長：休憩の申し出があったが、よろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：休憩する。

【休憩 14：42】

【再開 14：44】

委員長：再開する。只今、鈴木委員から資料の提出の要求があったが、要求してよろしいか。

（「よろしい」との声あり）

委員長：町の最終的な結論の決定文書について執行側に資料の要求をする。資料の印刷に時間を要するため、15時まで休憩する。

【休憩 14：45】

（要求資料を配付）

【再開 15：00】

委員長：休憩を閉じ再開する。質疑を続けていただきたい。

鈴木委員：先ほど言ったのは、8月28日に決定したのは7月から遡るという決定をした。

それは準じて取り使うことができるなどのできる規定の関係で、町はその時点で7月からやるという内容は、きっと、誤りでなければ良いが、誤りだったと思ったからそうする訳なのでは。と、今私は認識している。それは良いが、スタートからというのは現実論から難しい。例えば今払ってあげてほしいと言った場合に、スタートからというのはどこの法律も該当しなくなってくる。でも、払おうと思えばそれは政治判断で払うことはできる。ただどういう反応が来るか分からない。それは別として、私として、個人の見解は要らないかも知れないけれど、やはり引っかかるのは7月に払うべきだと中途半端なときに判断してしまっている。これが多分、来年の4月からというのならすぐ分かりやすかった。8月28日の判断はなぜそれに至ったのか。それは間違いと気付いたのか、それとも話の流れからどうしてもこうしなければならぬのか。道と町村会の回答もあるが、ちょっと8月は判断を急ぎすぎたんじゃないかなという気がするが、今となっては後戻りができないけれど。

総務課参事：事務処理の関係だが、7月に文書の照会を受けてその後私どもとして、本当に申し出の内容が正しいのかも含めて調べを始めた。今回、いわば給与の決定については行政処分になるので、行政処分としてするための処理期間にかなり時間を要してしまったというのが実際のところ。各町村の状況や関係法令、人事院規則等も調べていたので、そういう処理期間として1か月強かかってしまったということである。また、先ほど委員から話があったように、4月からというところも、

町なので年度という区切りの選択肢もあるが、今回7月に受けて最大限当事者、在職者に対してできる限り対処できるものは対処していこうという判断もあったのが実情。その中で行政処分としての処理期間ということを考えて7月というところを決定させていただいた。回りくどい説明で申し訳ないがご理解いただきたい。

鈴木委員：労使関係なので、結局議員としてこの委員会もそうだが、何を調査するかといえはそのプロセスの上において、若しく意思決定の中で何か間違いはなかったのかというところを調べないとならない。別に仲裁役ではないので我々は。その決定に対して審査をしていく。今日においては苦しい答弁になってしまうだろうという想像はついていて。突っ込んだ質疑をするが、組合とはうまくやっているのか。向こうの回答がまだ来ていないとのことだったが。これは下手をすともめることになる。そうなれば裁判しかない。でも、そうはならないようにするためにはどうしたら良いのかということも考えないと。町民全体を置き去りにするわけにはいかない。妥協する余地はないのか。

総務課参事：組合との現状だが、今回通知させていただき現在組合のほうでも内部でどうするのか検討中だと思う。それを受けて団体交渉という形になると思うが、やはり労働者側の考え、当局側の考え、確かにすれ違っているというか全然違う結論に至っているので、なかなか合意点を見出せていないというのが現状。ただ、これで終わりと言う訳ではないので、継続してお互いが納得できるような妥協点が見つければと思っているので、できるだけ時間をとって丁寧に団体交渉を進めていきたいと思っている。

鈴木委員：こうやって出ているのだから町の意味はこれ以上でもこれ以下でもないということ、今の段階で。

加来委員：先ほど出させていただいた資料について質疑をしたい。資料3ページ目上から2行目にある、当町では運用を開始する意思決定を行ってこなかった、これは前回の特別委員会でも質疑したが、遡ってなぜ運用してこなかったかという調査はその後もしていないのか。

副町長：過去の担当者においてこういう運用をしてこなかったかどうかの確認を町として今現在調査してきたのかという質疑だが、昭和50年代の担当者は現在役場にもいないし、亡くなった方もいて、その後歴代の今役場にいる職員の過去の総務課の給与担当者にはこれまでの認識というか、取り扱い、人事院規則に準じるという項目についての理解があったかどうかという確認は口頭で行っている。今居る職員についてはこれまで人事院規則に準じた扱いをしなければならないという認識は持っていなかったということを確認している。

加来委員：結局、調査は前回聞いたときから進展していないと認識した。そして今回7月に遡って決定するということについては、今まで町として運用してこなかったことが前提で給与規定を運用してきているのに、今回これを運用する理由は、誤りでないのに運用するという理由についてはどのような考えで決定したのか。

総務課参事：今回の運用をするという決定に至った経緯については、これまで専門学校、専修学校卒業生に対しては最終学歴と認めてこなかったところだが、専修学校の学校カリキュラム等が変わってきており、平成7年3月卒業の専門学校卒業生からは2年を卒業して一定の時間を履修した者については専門士という称号が与えられるように変わってきている。そのような学校のカリキュラムの変更と専門士というきちんとした称号ができたことを勘案して、専門士の資格を得た者については学んだ期間をきちんと評価してあげるべきとの判断に至った上で、その学んできた時間が短大に準じることができるということであればきちんと評価して、今後は短大にしていくべきだと判断したところ。

加来委員：今回他の委員から質疑があるように、そこら辺が誤解を受けているところで、いつから給与規定をきちんと運用していくというのであればそれぞれの年度で計画的に給与規定を決めて、予算を組んで運用していくというのが通常だと思う。その中で今回4月から運用するということは、そこで間違っていたという、誤認をしたようなことがあったから急遽これを決定するというような運用に我々は受け取りやすくなってしまったので、執行側でもしそういう誤認があったら、そういう中でこういう取り組みをしてきたというのであれば正直にそれを伝えて、今後町のために良い人材を職員として採用していくためにきちんと運用していくという方法をきちんと示さないと、いつまでも先ほど来のような質疑が出て理解が得られないのではないかと。町民にも理解が得られないという状況が続いてしまうのではないかと思うので、もし違っていたということがあればはっきり、誤認したのなら誤認したと言って、今後町のためにこういう運用をしていくということをしっかり町民に伝えて、我々この調査特別委員会にも伝えることによって町民も理解していくのではないかと思うがいかがか。

副町長：これまでの取り扱いを改めるきっかけになったのが職員からの指摘による内容。それをもって管内の状況も踏まえ、うちの町の職員が必ずしも良い初任給の条件ではなかったということを解消するために、ある一定の時点から給与の格付けの見直しを行って、今後の職員給与、優秀な人材の確保に向けた取り組みを進めるべく改正を行いながら、給与体系というものを見直していくということを、皆さんにもお伝えしながら進めていきたいと考えている。

加来委員：ぜひ、そういう情報をしっかり町民に伝えていただきたい。最近新聞報道で町の

中のあまり良い情報が出てこない。町民の方はそういう記事になる度に行政は何をやっているのか、議会は何をやっているのかと言ってくるので、町民のためにしっかりと事務事業を進めて町民が理解できる分かりやすい情報発信もして行っていただきたいと思う。今後の組合との交渉について、内容まで我々は踏み込めないが、政治的な判断もできるのかなというような鈴木委員の質疑があったが、基本的に法律に沿った、法律でやれることが基本だと思うけれども、そこら辺の考えはどうか。

副町長：今回の専修学校2年卒業者の初任給の格付けにおいて、短大卒とみなす事ができるという出来る規定をそもそもどう取り扱うのかが一番の問題となっているところで、これまで関係機関に照会したりして調査した結果、出来る規定をどう取り扱うかは最終的には出来る規定を取り扱う事もできるし、取り扱わない事もできる。最終的にはそれは町の町長の判断であるという事で、町としても悩んだ部分がある。町長の裁量という部分もあるが、裁量権の行使については当然合理性や妥当性を欠く判断というのは職権乱用になる可能性も十分あることから、その辺は消極的な判断というか、安全を考慮した公金の支出の違法性が無い様に最終的な判断をしてきた。組合とも交渉は継続して行くが、私どもの考え方を十分説明し、何とか理解頂ける様時間を掛けて協議していきたいと考えている。

加来委員：組合との交渉も当然窓口となっているけれども、該当者個人等には話し合い、協議をしたりしているのか。

副町長：この給与に該当する6人については全て自治労清水町職の組合員であり、個々に対応するというのではなく、組合が窓口となって当局と交渉していくというルールになっているので、あくまでも組合と当局の話し合いを進めていくという話で、この点については双方理解のもと協議を進めているところ。

川上委員：ちょっとまた別な形で聞きたい。資料1の一番最後、14ページに経験年数決定基準という表を付けてもらっているが、私も近隣町村も含め、新得、鹿追など各町村の今回の初任給の決定の規則等を調べたら、今回の今までやっていた部分だが、学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間適用換算率が清水は2割5分になっている。他は皆10割、100分の100以下となっている。なぜ清水は2割5分になっているのか。これについてお聞きしたい。なぜ他の町と違うのか。

副町長：この換算表については当町においては昔から2割5分の換算率を適用している。その経過については今のところ私たちには分からない。当時どのように決めたのかということは。ただ町によっては当然この決めというのはそこその町によって労使交渉も踏まえて決めている率だと思う。当初当町でこれを何年に決めたかは、はっきりはわからない。これまでずっと慣例できていたもので、文書化したのは平成26年となる。歴代担当者を追っていくと昔から2割5分換算をうちの町のやり方とし

て進めてきた。他の町とは違うのかもしれないが、その考え方は各町の決定事項である。

川上委員：平成 26 年から明文化されたということだが、それまではこのとおり 2 割 5 分だったと。私が調べたところこれは人事院規則に本来則らないとならないと思うが、人事院規則では確か 100 分の 100 になっているので、なっていないかどうか、もう一度確認したと思うが。もしそうであればこれは 100 分の 100 に直さないとおかしいのではないか。

総務課参事：人事院規則においても 100 分の 100 以下という言葉が付いているかと思う。実際の運用は国の方は分からないが、規則上は以下ということなので、全てを 10 割にしなくても良いということだと思う。

川上委員：これも言ってしまえばさっきと同じできる規定と同じで、できるのかできないのかというのと同じ話になると思うが、通常 100 分の 100 以下ということは、国のいうことという以下という言葉を取って普通は 100 分の 100 で該当する。清水は今まで 100 分の 25 なのでこれでやってきただろうが、やはり今回訂正して本来の国の基準に合わせるべきではないのかなと思うが、合理的な 2 割 5 分の理由があるのかどうか。ないのであれば 100 分の 100 に戻すべきだと思うがいかがか。

総務課参事：前職換算については時代も変わってきているので検討課題だと思うが、ただ、給与に関しては在職者調整の職員間の均衡を図るという観点もあるので、今まで 2 割 5 分でやってきた職員も居る。なのでそういう職員間の均衡を図るということも考慮しなければならないので、全体的な判断のもと、この前職換算率というのは今後の検討課題かと思う。

川上委員：そうなんでしょうが、現実にも今までの 2 割 5 分でやってきたから、結局今該当者 6 名についてはこの 25% で計算している。これが本来 100 分の 100 で計算していれば何も問題はなかったと逆に言えば思うのだからいかがか。

総務課参事：今回の仮に 2 年間で 10 割に見たとしても短大の初任給には到達しないので、全く問題ないということではなく、やはり前職換算をしたからどうこうではなくて基準学歴の判断がまず第一に来るのかなというふうに思っている。

川上委員：まあいずれにしてもこれ 100 分の 100 に合わせて直すべきだと思っている。そして他の町の規則の中でやはり気になったのは、清水の場合は人事院規則の中で学歴免許等の資格区分表があるが、他の町はこれを使って就学年数調整表というのを規則の中で必ず謳っている。それに基づいて初任給の格付けを決定している。うちの場合はそれが結局人事院規則に準ずるという言葉のみであってそれが明確にされていないので結局今までのような形で、間違っただけではなかったかも知れないが、なかなか分かりにくい給与決定になっていたと思う。この就学年数調整表、他の町は

とんどは規則に載っている。これをやはりきちんと別表として表記するべきではないかと思うがいかがか。

総務課参事：確かに初任給等を決定している、初任給、昇格、昇給等に関する規則については当初制定してから相当年数が経過している。また、途中これまで一部改正はしてきたが、抜本的な見直しはされてこなかったのが実情。今回色々なことを調べていく中でやはり不備な面も多少あると認識しているので、今後各町の状況を見ながら、この規則の改正を検討していきたいと思う。

川上委員：私の認識も、今までの給与表自体が国に準じた形で直っていなかったということがやはり根本的な問題だと思っているので、ぜひ給与表の見直しというものをきちんとしていただきたいと思う。最終的に組合との調整、先ほど答弁もあったが、どちらも歩み寄らないと合意にはならないと思うので、頑なな中で理解をしてもらうということはなかなかやはり解決は困難だと思う。そういう部分で歩み寄って双方誠意を持って対応していただきたい。この場で議会としてはなるべく争いごとのないような中で円満解決していただきたいと思うので、それに向けて注意を集中していただきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

副町長：交渉に当たっては私たちも誠意を持って進めて参りたいと思う。

鈴木委員：先ほど頂いた資料の加来委員も指摘した3ページ目の、いわゆるこれについては都度決定していると、そのことは上記運用しないことを都度決定していると言い換えることができる。よって、過去の初任給決定号俸に誤りはなかったと判断するに至る。要は、やっても良いしやらなくても良い、どっちでもいいよというもの。で、今現在何も過去にやっていないけれども、例えばいろんな支払いをしている。いろんな規定の中でやっている。これはやっているけれど今回これはやっていなかった。何かそのような一覧表はないか。今まではこの言葉のあやが凄く気になる。できる規定というのは、あとうちの町にどういふので支払いをしているのか。もしよろしければそれを次の会の資料、箇条書きでも結構だが、もしそういうのがあれば。そこが結局、一番最初に戻るが、良い悪いというよりは今回中途半端な、先ほど7月に遡ってという話も出ているが、ここまで言い切るということはやはりできる規定、できない規定で、できないとしているものはあるのか。できるとしているのはどういふものなのか。もしそういうものがあるのなら、次回までに準備しておいていただければと思う。

副町長：できる規定で他にこういう謳い方をされていて、その通り行っているのかそうでないのかという部分は、ちょっと調べてみないと分からないが、基本的に住民の利益になるものは積極的にできる規定は適用するという考え方は持っている。

鈴木委員：それはそうだろう。例えばボーナスも明文化されているというか、どちらかとい

うと支払うことはできる。支払わなければならないというのだったか。極論言ったら違う手当でもある。手当で若しくは手当で変わっていく判断ができる部分。できる規定、できない規定。できる規定は条例ではないのでは。今回に関しては、で、うちは人事院規則準拠と言っている。この判断に至るといのはどうしても引っかかる。もう少し理論武装してほしいと思う。

川上委員：先程、就学年数の調整表の関係も規則の中で謳ってもらったよう話したが、これを適用して他の町に聞いたところ、前回も話したが今回6人が該当するということが、この就学年数調整表で見たらやはり専門学校を1年で卒業した人間も該当するし、もっと例えば前回も話した消防職員の中にも該当する者がいるということを知っている。そういった部分で今回6人ということで、そのまま来ているが、6人以外にいないのかどうか。調査はしているのかどうか。もし決定した後にまた新たに自分もそうだと出てきたときにどうするのかということもあるので、徹底調査してほしいと思うが如何か。

総務課参事：まず消防職員については消防署のほうで今調査をし、最終的な判断をしてくると思う。詳しい内容についてはまだ確定していないが、今調査中と聞いている。その他、町の職員については今回平成7年3月以降専門士の称号を得て卒業してきた者について今回運用見直しの決定をした。そういう過去の経歴、前歴を全て見ただけで今回6人が該当した。この6人以外に専門士の称号を得た専門学校卒業生はいないと認識している。

川上委員：専門士という言葉に拘っているが、他の町に聞いたら専門学校1年で、前回も話したが、例えば公務員系の2年の専門学校でも1年目で合格したときには1年で退学して、その人は1年換算をきちんとしていると言っている。そういうことを考えたときに、要するに都道府県が認定した学校であれば専門士でなくても該当するというような、きちんと教育課程、時間を学習していると認定しているという場合に、うちの町も専門学校1年で退学して職員になっている人は一人知っているのですが、そこら辺が認識の違いかもしれないが、他のまちで該当になっているのになぜうちの町では該当にならないのかというまた新たな問題が出てくる可能性もあるのかなと思うが、そこら辺の適用、運用を考慮する必要について伺いたい。

総務課参事：まず前職換算の率に関してはそれぞれの町が決定することになるので、それぞれの町の考え方に基づいて換算率を決めていると思う。今回うちの町の判断としては過去の給与決定についてはその都度基準学歴を含めて決定してきているという判断をしているので、初任給の決定には誤りはなかったという認識である。その上で今回については2年の専門士の称号を得た者に関しては運用を見直していこうという判断をしたところ。その後1年とか各種専門学校があり、卒業して役場に就職す

る職員も出てくると思うが、その者の専門学校についての扱いは先程の前歴換算は検討課題と申し上げたが、今後の課題と思っている。

川上委員：ということは、あとでもしそういう1年で卒業して職員になった人を適用するということになったときは、改めてどういう扱いをするのか。その時にまた決定するということでもいいのか。

総務課参事：その扱いについては、運用方法を見直すのであればその時点で決定をし、在職者調整が必要かどうかとも合わせて判断になるかと思う。なので、今後運用を見直すか否かの判断をするタイミングがいつかというのはまだはっきり申し上げられないが、判断した段階で理事者の決定を仰ぐことになると思う。

川上委員：これは今後ではなくてやはり今回改めてきちんと整理するべきではないかと思う。町の判断ができるというが、基本的にこれは人事院規則だから、他町村との均衡も含めたときに清水町独自で勝手な判断をできるような内容ではないと思う。やはり他の町でもやっているとうことはそれなりのきちんとした人事院規則の決まりの中でやっていることだから、今回きちんとそこも踏まえて全面的に整理をして、該当者がいたらやはり今回6人ではなくてきちんと救済するなり、在職調整がいいのかどうか分からないが、やはりきちんと対応すべきではないかと思うがいかがか。

副町長：新規採用職員の給与の決定については職員採用時に何級何号俸と決定していくので、その時にそこそこのこれまでの学歴なり職歴なりを換算した中で最終的に町長が決定している。今までもそうだし、そういうことになっているので、そういう部分で改めてその部分まで細かく謳うということ、ちょっと時間をいただければできるかもしれないが、今すぐはできないので、そういった部分も踏まえ今後検討して行きたいと思う。

山下委員：1点確認したい。追加資料の裏面、北海道総合政策部市町村課から来た回答内容が書かれている。この回答を受けた日はいつか。

副町長（山本司）：10月22日である。

山下委員：この回答は文書か、口頭か、どちらなのか。

副町長：メールで回答してもらっている。

川上委員：法務支援室の回答の中に米印で、仮に遡及するとした場合の事項に関連する資料提供ありと出ているが、これはどのような資料か。もし見せてもらえるのであれば見せてほしい。

副町長：資料は手元にあるが枚数が結構あり、いろんな事例が載っている内容の資料。

委員長：質疑は大体出尽くしているので、ここで説明員に退席していただいてよいか。その後委員で協議したいことがあるので。説明員に退席していただいてよいか。

（「はい」との声あり）

委員長：大変お忙しいところ長時間にわたり、当委員会の調査に協力いただき感謝する。今後何かあるかも分からないが、本日の会議については退席いただきたい。休憩する。

【休憩 15：45（説明員退席）】

【再開 15：46】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。今副町長以下から説明をいただき、質疑を行った。当委員会としての今後の進め方をお諮りしていきたい。特に議事進行は手元にはなく、皆さんに諮り、どのようにしていくか。今回特に資料提出の意見も無かった。ただ、これから組合との交渉があると思うので、当委員会として調査終了という段階までまだ至っていないと私は思う。それらを含め、どのタイミングで次回開催していけば良いか。これも見通しははっきりしないがその辺、皆さんお考えがあれば受けたい。

鈴木委員：前回も言ったが、今回の流れは町側に出していただいた資料、これでもちろどこで問題が引っかかっているのかなというのは大体皆さんは分かったと思う。前回も言ったが組合の意見も聞いてみたいのは事実。組合の意見というより組合の今までやったことの時系列。組合側からもし資料を提出していただく。それが正しいかどうか判断しかねるが、組合がこんなに頑なになるというのは、どちらがどちらかなのだろうが、この部分の理事者もいれば当事者、相手もいるので、特別委員会の中で組合とどういうふうに参加を意見を聞けるのかというのが、ちょっと今思いつかないが、もしそういう機会があればその部分とこれまでの経緯で、もし組合側が持っている、例えば交渉記録、交渉記録というよりもこういうふうに表示されたというようなものがもしあれば、そういう部分を提出してほしいなど。若しくは聞かせてほしいなど思っている。

委員長：今、鈴木委員から組合とのというお話しだと思う。資料とか話し合いの説明を聞くことだと思うが、その辺については他の委員はどのようにお考えか。

加来委員：前回でも言ったようにもし参考人として来ていただけるのであれば来ていただいても良いけれども、ただ交渉を今している中で何を聞いたら良いのかという部分ではちょっと内容。どういう部分を交渉過程の中で納得できるのかできないのかみたいな話なのか。どういうところを調査するのか。もうちょっと鈴木委員はどういうことを考えているのか。

鈴木委員：どういう話をしようかと。交渉過程で決裂しているという話を聞いている。それはやはり非常に大きな問題なのかなと。一説には大きな問題であるらしいと。でも

それを今更引っ張り出しても仕様がな話だけれど、やはり一方だけ勝手に賃金闘争だって怒っているような話でもないという部分も。どちらかと言えば二転三転する理事者側に大分混乱したというのが多分現実だと思う。これを見て分かるとおり、相当、理事者側も混乱している。それに結構振り回されてしまっているというところで、トラブルではないけれども態度を硬化させているという部分を見て取れるけど、その部分で交渉過程で何か不法行為があったのか無かったのかという部分も聞きたいし、実際は出てきているという噂も聞いている。ただ噂話を本気にしても仕様がなので、そういう部分で確認をしていきたいということで組合側の参考人、参考人として受けてもらえるかどうか別としても、それをお願いしたと考える。

川上委員：私は労使交渉中の中で、今その経過の中でこの調査特別委員会が入るのは好ましくないのかなと。あくまで労使交渉は労使交渉の場でやってもらうのであって、議会が介入するのはちょっと問題なのかなと思うので、そこまで必要はないのかなと思っている。

鈴木委員：どちらにしても団交待ちという話も、まだ、向こうから何も来ていないという話も聞いた。来てからどのような決定事項があったのか、若しくはそういう部分あったのかを確認するしかないと思う。とりあえず一つ一つ。ただ残念なのは今日 10 月 28 日に決定したものを全然教えてくれなかったというのはちょっと残念だったが、今後そういうことが無いように流れの中で。でも我々がジャッジする側ではないのであれだが、このままでは間違いなく年を越してしまうのだろうと思うので。今のところ資料については次回以降の資料だろうか。若しくは組合側との交渉後のどういう判断をしていくかという部分。参考人は労使交渉中であれば、組合側がどうしても。まあ聞きたいのは聞きたいが、ただ組合側が今労使交渉中なので遠慮するというのであれば、それは確かに議会として入るのはナンセンスかなと思うので、それは組合側の意思も尊重しながら、現在交渉しているところのカードを色々出たくも無いだろうから、それは向こう次第かなと思っている。

委員長：組合の参考意見を聞くためにという話、これについては若干手続きがある。費用的なものもある。それらを局長から説明していただき、その後協議したい。

事務局長（田本尚彦）：只今、参考人招致の場合の制度的なもののお話がありました。町の実費弁償支給に関する条例で、法第 115 条の 2 第 2 項の規定による議会又は議会の委員会の求めに応じて出頭した参考人に対して費用弁償を支給するという規定がある。1 日 5 千円の日当とかかる交通費となっている。今回そういった想定を特別委員会を設置する段階で想定していなかったということで、本来そういう想定があればその分の補正予算措置をした上で委員会の設置と合わせて議決を経て準備をする必要もあったところだが、現在そのような現実的な部分の準備ができていないと

いうところが一つ事情としてある。

委員長：今、局長から説明を受けたとおり。若干ちょっと話を聞いたが、参考人と呼ぶというのは改めて皆さんにお諮りし、どちらにしても費用的なものがかかれば裏付けも必要になる。

加来委員：当然普通の常任委員会でも参考人を呼ぶときには費用弁償等が発生するから、それなりの特別委員会用ではなくても流用できるような予算とかはあるのでは。

事務局長：流用等については方法を含めて財政当局とも確認が必要かなと思う。ちょっと具体的に説明できなくて申し訳ないが。

加来委員：もし今後特別委員会の中で参考人等が必要になるようであれば、今月末に臨時会があるのであればそこで補正を組んでもらうとか、何か対処はしておいたほうが良いのではないかと思う。

委員長：今、加来委員から今月末の臨時会にも必要であれば補正をというご意見がありました。議会運営委員会にこちらから要望を挙げるべきか、いかがか。

鈴木委員：組合はやめさせていただきたいと思う。その代わりに我々がもうちょっと勉強しなければならぬのかなということであれば、労働法に詳しい若しくはこういうことに詳しい弁護士を呼んでいただき、それと勉強会をするというのも一つの手だし、それであれば補正を組むのはやぶさかではない。それは参考人という形になるのかどうか分からないが。この手に詳しい人はなかなかいるようでいないけれど。我々も勉強する機会を作った方が良いのではないかと思うが。これは問題提起。

委員長（中島里司）：休憩する。

【休憩 15：59】

【再開 16：25】

委員長：休憩を閉じ再開する。

次回の取組みについてお諮りする。事務局から特別委員会を通じた各委員の所見確認ということで様式をお渡ししている。これについて次回の委員会で一応4項目挙げているが、これ以外のことも良いが、この4点（今までの調査を踏まえて、本件の問題点はどこにあるととらえているか全て記載。上記について調査特別委員会で確認できたもの（確認できなかったもの）は何か。上記を踏まえ、調査報告書に記載すべき事項は何か（今後の執行に求める事など）。その他特筆事項。）について皆さんの考えを聞きながら次回の委員会で詰めていきたいと思っている。労使の問題なので、今議会サイドで決定的なことを申し上げる状況には無いので、動静を見ながら今後の会議の開催についてある程度判断していきたい。ただ、この件につ

いてのみ次回いつ開催したらよいかお伺いしたい。12月議会云々というのはまず白紙にしておいて、あくまで次回開催というところに絞ってお聞きしたい。12月18日が両常任委員会の合同協議会。今月中にということで良いかと思うが、事務局の日程等があれば聞かせてほしい。

事務局長：只今11月18日午後からの合同協議会の後は時間的に難しいということで、もう少し時間をということだったのだが、会議時間をとるということかそれとも次回までの開催までの日数を取りたいということか。会議時間を取りたいということであれば半日でよろしければ、11月19日か20日当たりで一週間程度、先程の紙面の整理をいただく時間を持って、来週中の中で開催ができればその後の準備だとか、そういったところも可能なのかということと、先程言った回りの会議までに労使交渉の方向性が出ているんだろうかという話があったが、その方向性を待つのであればもうちょっと時間を置かないとならないのかも知れない。具体的な日程の設定の話は無かったので、ちょっとまだ時間がかかるかなと思う。その辺で整理していただいて、どの週あたりというところからまず固めた方が良いのかなと思う。

委員長：局長から19日か20日かという話もあったし、労使交渉を踏まえてその後という考えもあったけれど、それは私たちが予想できるものではないので、まずは先程の所見確認という部分を議題にして、協議させていただき、労使の関係が出て、委員会を開催しなければならないことになれば、それはそれとして開催して協議していかなければならないと思う。何もしないで労使の交渉を待つのか、いかがなものか。

鈴木委員：もちろんその日程もあるが、11月19日、20日のどちらか。あとは正副委員長が事務局と相談した判断で。どちらにしても団交はあると思う。無ければ11月19日、20日のどちらかで、委員長に一任する。

委員長：今、鈴木委員から意見をいただいた。協議時間をとる上では10時からという開催日程にしたい。日程については後で改めて通知させていただきたい。

他にないか。

(「なし」との声。)

委員長：次回の委員会の日程については、11月19日、20日のどちらかで後日通知する。大変長時間にわたり、お疲れの方もいるようなので、ここで特別委員会の今日の予定した協議を終了したい。

(2) その他

委員長：その他何かあれば。

(「なし」との声。)

委員長：大変長時間にわたり、ご審議いただいたことにお礼申し上げ、本日の会議を閉じたい。ご苦労様でした。

【 閉会 16:32 】